



島根県報

令和元年12月27日（金）

号外 第 9 4 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

建築士法の規定による指定登録機関の住所及び二級建築士等登録事務を行う事務所（建築住宅課）の所在地の変更 2

建築士法の規定による指定事務所登録機関の住所及び事務所登録等事務を行う事務所（ ” ）の所在地の変更 2

告 示**島根県告示第500号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定登録機関の住所及び二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第10条の20第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第3項の規定により告示する。

令和元年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

指定登録機関 の名称	指定登録機関の住所		二級建築士等登録事務 を行う事務所の所在地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
一般社団法人島根県 建築士会	島根県松江市北田 町35番地 3	島根県松江市母衣 町175番地 8	島根県松江市北田 町35番地 3	島根県松江市母衣 町175番地 8	令和2年1月6日

島根県告示第501号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定事務所登録機関の住所及び事務所登録等事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第26条の3第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第3項の規定により告示する。

令和元年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

指定事務所登録 機関の名称	指定事務所登録機関の住所		事務所登録等事務を 行う事務所の所在地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
一般社団法人島根県 建築士事務所協会	島根県松江市北田 町35番地 3	島根県松江市母衣 町175番地 8	島根県松江市北田 町35番地 3	島根県松江市母衣 町175番地 8	令和2年1月6日